

議事日程(第3号)

令和4年12月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第59号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第60号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第61号 須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第62号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関
する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第63号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 6 議案第64号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第66号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第67号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第68号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第69号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第70号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第71号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第72号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第72号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第59号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第60号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第61号 須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第62号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関

する条例の一部を改正する条例

- 日程第 5 議案第 6 3 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 4 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 7 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 10 議案第 6 8 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 6 9 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 7 0 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 7 1 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 7 2 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議案第 7 2 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 17 議員の派遣について

出席議員（14名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 白 水 春 夫 | 2 番 | 男 澤 一 夫 |
| 3 番 | 稲 永 辰 己 | 5 番 | 藤 野 正 剛 |
| 6 番 | 川 口 満 浩 | 7 番 | 百 田 輝 子 |
| 8 番 | 世 利 孝 志 | 9 番 | 三 角 栄 重 |
| 10 番 | 猪 谷 繁 幸 | 11 番 | 田 ノ 上 真 |
| 12 番 | 田 原 重 美 | 13 番 | 三 上 政 義 |
| 14 番 | 今 村 桂 子 | 15 番 | 松 山 力 弥 |

欠席議員（0名）

なし

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 局 長 | 梅 野 猛 | 主任主事 | 吉 開 英 |
|-----|-------|------|-------|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-------------|-------------------|---------|
| 町 長 | 平 松 秀 一 | 副 町 長 | 稲 永 修 司 |
| 教 育 長 | 猪 股 清 貴 | 総 務 課 長 | 諸 石 豊 |
| 税 務 課 長 | 合 屋 真 由 美 | 都 市 整 備 課 長 | 世 利 昌 信 |
| まちづくり課長 | 吉 川 聡 士 | 地 域 振 興 課 長 | 平 山 幸 治 |
| 福 祉 課 長 | 安 河 内 ひ と み | 住 民 課 課 長 補 佐 | 百 田 敦 |
| 会 計 管 理 者 | 横 山 剛 | 健 康 増 進 課 長 | 舛 本 直 明 |
| 学 校 教 育 課 長 | 吉 本 孝 治 | ふ る さ と 応 援 課 長 | 船 井 弘 喜 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 稲 岡 慎 太 郎 | 社 会 教 育 課 長 | 伊 藤 泰 彦 |
| 上 下 水 道 課 事 業 課 長 | 岩 崎 勝 | 上 下 水 道 課 管 理 課 長 | 権 藤 武 範 |
| 総 務 課 参 事 | 欠 席 | 総 務 課 長 補 佐 | 白 水 婦 美 |
| 学 校 教 育 課 参 事 | 松 本 孝 之 | 監 査 委 員 | 吉 松 辰 美 |

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

今日が今年最後の本会議となりました。この第4回定例会におきまして上程されました議案を各委員会で審議されておるとお思いますので、今日はその採決をするところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

ここで、黒川総務課参事より、本日の会議について欠席の届がっておりますので、御報告いたします。

次に、本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時30分から議会運営委員会を開催いたしました。今回提出された追加議案は、補正予算1件でございます。付託議案を採決後、追加議案について提案理由を説明し、予算審査特別委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第64号から議案第65号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員会の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方公務員法の改正等に伴い、関係する条例を整備する必要性が生じたため提案するものです。

今回の条例は、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴い、関連する9つの条

例の改正と1つの条例を廃止するものです。

2ページから6ページに条文を記載しております。

第1条から第9条までが、それぞれ改正する条例に対応しています。そして第10条は、廃止される条例に対応しております。

改正の主な内容は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降は、給料の水準を60歳時点の7割とすること、管理監督職、勤務上限年齢制、いわゆる役職定年について、6級及び5級の職員の降任先として、4級の職務に新たに指導官の職を追加すること。

定年前、再任用短時間勤務職員の規定を追加すること、再任用制度が廃止されることに伴い、須恵町職員の再任用に関する条例を廃止すること。

地方公務員法の一部改正に伴い、条項ずれが生じる箇所を整備するなどございます。

7ページの附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

また、65歳定年が完成するまでの間、いわゆる定年の段階的引上げ期間中の暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員についての定義、給与に関する経過措置などを定めています。この部分は7ページ、第3条から8ページ、第5条までに記載しております。

質疑として、役職定年後、給与が下がった状態で退職した場合の退職金はどうなるものかというものがございました。回答として、この場合は給与額が一番高かったときが基準となるというものでした。

続きまして、民間の流れと違うようだが、どうなのかという質疑がございました。回答として、条例は地方公務員法を受けての改正なので、違う分もあるでしょうというものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につい

てを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

この条例は、地方公務員法第26条の3、高齢者部分休業の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、高齢者部分休業の承認、条例で定める年齢、高齢者部分休業取得中の給与の減額承認の取消し、休業時間の短縮、休業時間の延長など、必要な事項を定めるものでございます。

第1条に趣旨、第2条に高齢者部分休業、第3条、高齢者部分休業取得中の給与、第4条、承認の取消し、または休業時間の短縮、第5条、休業時間の延長、第6条、委任の各条文となっております。

附則第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

附則第2項では、この条例が制定されることにより、須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第4条第3項に高齢者部分休業を承認した時間について、任期を定めた短時間勤務職員を採用できる規定を追加するものでございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、地方公務員法の改正等に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

大幅な改正でございますので、条文が増えております。それにより章立てをしております。各章に改正項目が対応しておりますが、全てを追いかけると大変複雑でございますので、要点を絞っての報告でございます。

今回の条例改正の主な内容は、職員の定年年齢を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳とする規定の改正、主に第2章に記載しております。

管理監督職、勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の新設により、60歳を超える職員は、非管理監督職、4級へ降任する規定の整理、これは主に第3章でございます。

60歳以後、定年前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制の規定の整備、主に第4章でございます。

翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認制度に関する規定の整備、これは附則の経過措置ですが、制度が名称や選択肢など複雑になるので存在するといえます。丁寧に進めるための規定でございます。

さらに附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

また、勤務延長に関する事、定年退職者等の再任用に関する事などの経過措置についても規定しております。

質疑として、役職定年制の特例任用のとき、給与額が維持される理由を問うものがありました。回答として、管理職が続いている間、給与は変わらないというものでございます。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

公職選挙法施行令の改正に準じて、選挙公営に要する選挙運動用自動車の借入れについては、1日当たりの限度額を1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車の燃料については、1日当たりの限度額を7,560円から7,700円に、選挙運動用ビラの作成については、1枚当たりの作成単価は上限を7円51銭から7円73銭に、選挙運動用ポスターの作成については、1枚当たりの上限金額を9,935円から1万125円に上げを行うものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

文教厚生委員会と合同により連合審査会を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、住民の代表者としての議会議員について、議会力向上を図るための議員報酬の見

直し及び特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページをお願いします。新旧対照表で御説明します。

第1条関係です。今年度の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、期末手当基礎額に乗じる率を100分の162.5から100分の167.5に改正し、令和4年度の12月の期末手当に適用します。

4ページをお願いします。

第2条関係です。こちらは来年度に適用される支給月数です。

第1条関係では、12月に支給する期末手当で0.05月分引き上げております。来年度は6月と12月の期末手当分を合わせて0.05月引き上げることにするため、第1条関係で0.05月引き上げたものを0.025月分減らして、6月と12月の期末手当それぞれを100分の165とするものです。

5ページをお願いします。

第3条関係、議員報酬の見直しについてです。

議会議員は、住民の代表者として年齢や性別は問わず、多種多様な方々が立候補する中で、より優秀な人材を確保し、監視機能、立法機能及び町の意思決定機関として議会力向上を図るためには、議員活動に専念して生活できる環境を整備することが必要であるとのことから、去る10月24日に町長が須恵町特別職報酬等審議会に議員報酬改定の是非について諮問をされました。

審議会の審議結果でございますが、要点を申し上げます。

議員定数については、議会においてこれまでに平成7年に18から16人、平成19年に16から14人、さらに令和4年3月に、議会において14から13に削減するという自ら身を削る改革を実践しているが、平成12年からは議員報酬の引上げを一度も行っていないこと、議員一人一人に求められる役割・責任は大きくなっており、それに見合う議員報酬の額とすることは考えていく必要があり、また、議員の成り手不足がこれから深刻となる中、議員報酬については、より優秀な人材を確保し、議員活動を保障する十分な額とする必要があること。

以上のことから、議員報酬の引上げは妥当であると判断されました。

議員報酬の改定額については、町の大きな財政負担とならないよう、改定の総額は、次期改選から議員定数が1名減になることによる費用削減効果額程度、およそ540万円程度になるよう、議長、副議長、委員長、議員の報酬月額が9.47%の増額という答申内容でございました。つまり、報酬増が経費の増大にならないよう配慮したものになっております。

この答申に基づきまして、月額報酬を、議長34万6,000円から37万9,000円に、副

議長 28万3,000円から31万円に、常任委員長 27万1,000円から29万7,000円に、議会運営委員長 27万1,000円から29万7,000円に、議員 26万4,000円から28万9,000円に改定するものです。

2ページにお戻りください。附則でございます。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし第2条の規定で、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の165とするのは令和5年4月1日からとし、議員報酬の見直しについては改選後の令和5年5月1日からとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の167.5とする規定は令和4年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

文教厚生委員会と合同により連合審査会を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第63号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第64号

日程第7. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上、2議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、人事院勧告に基づき特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。第1条関係です。

先ほど御説明いたしました議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正条例と同様の内容です。今年度の期末手当の支給月数を0.05月引き上げるため、期末手当基礎額に乗じる率を100分の162.5から100分の167.5に改正し、12月の期末手当に適用します。

4ページをお願いします。第2条関係です。こちらは、来年度に適用される支給月数です。

第1条関係では、12月に支給する期末手当で0.05月分引き上げておりますので来年度は6月と12月の期末手当分を0.025月分減らして、6月と12月の期末手当それぞれを100分の165とするものです。

2ページにお戻りいただきまして、附則です。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の165とするのは、令和5年4月1日から施行するとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の167.5とする規定は、令和4年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、令和4年8月8日の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表で御説明いたします。5ページをお願いします。

今回は勤勉手当の改正です。

第20条第2項第1号について、職員の勤勉手当に関するものでございます。勤勉手当を算出する際に、勤勉手当基礎額に乗じる割合を年間0.1月引き上げるため、今年度は12月で調整しようとするものです。

第2号の規定は、再任用職員の勤勉手当に関する規定です。年間0.05月引き上げるため、同じく今年度は12月で調整しようとするものです。

給料表につきましては、3ページ及び4ページのとおりに改正いたします。

ちなみに、大卒の初任給が3,000円、高卒の初任給が4,000円程度引き上げ、若手職員に重点を置いた給料月額を平均0.3%引き上げる給料表の改定になっています。

続いて、6ページ、第2条関係でございまして。

第20条第1号、職員の勤勉手当について、先ほどの第1条で勤勉手当0.1月分の引上げを、令和4年度は12月で調整したため、令和5年度以降は6月と12月で平準化するものでございます。

第1条関係で、12月に0.1月分引き上げていましたので、0.05月分引き下げた100分の100を、6月及び12月の勤勉手当基礎額に乗じる率とします。

第2号再任用職員の勤勉手当についても職員と同様、令和5年度以降は6月と12月で平準化するため、100分の47.5に改めるものです。

2ページにお戻りいただいて、附則です。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定、勤勉手当の支給率を、職員は100分の100、再任用職員は100分の47.5とするのは、令和5年4月1日からとします。

第2項で、第1条の規定、勤勉手当の支給率を12月に支給する場合は、100分の105、再任用職員は100分の50とするのは、令和4年4月1日から施行するとしています。同じく新しい給料表の適用も、令和4年4月1日からとします。

附則第2条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第64号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第65号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 6 6 号

○議長（松山 力弥） 日程第 8、議案第 6 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 6 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、自治体業務の多様化とともに、より一層の専門性の向上が求められている監査委員に対し報酬の見直しを図り、その職務にふさわしいものとするため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2 ページをお願いします。

改正の内容ですが、現行、識見を有する監査委員の報酬、年額 4 0 万円を年額 5 0 万円に改めるものです。

附則で、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって議案第 6 6 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって議案第 6 6 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 6 6 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 6 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 6 7 号令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。1 4 番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 6 7 号令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書 1 ページをお願いします。

令和 4 年度須恵町の一般会計補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4, 1 7 5 万

2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,966万5,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしております。

債務負担行為の補正第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略をいたします。

質疑として、歳出において、2款総務費で個人番号カード交付状況についての質疑があり、令和4年度発行件数2,739件、交付率は、令和3年度末、3月31日で56%でしたが、現在65.2%となっていますとの答弁がありました。

10款教育費で、中学校における特別支援学級の増加クラス数についての質疑に、須恵中学校2クラス、須恵東中学校2クラスの増加となっていますとの答弁がありました。

全国大会出場補助金についての質疑では、補助金の対象は高校生以下で、1人2万円、1団体10万円が限度です。10月末現在で37人に対し74万円の補助金を交付しております。対象のスポーツは、柔道、剣道、卓球、バレーボール、ハンドボール、なぎなたなどですとの答弁がありました。

以上、当委員会、慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としています。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより、議案第67号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって議案第67号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第67号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第67号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,932万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,088万5,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページを開きください。

歳入です。

5款1項他会計繰入金1,932万5,000円の増額補正は、決算見込みによる給与費等繰入金を増額と令和3年度普通交付金及び特別交付金の精算に伴うその他一般会計繰入金を増額によるものです。

続いて、歳出です。

8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費4万5,000円の増額補正は、決算見込みによる需用費と委託料の増額です。

3款4項過年度納付金分10万8,000円の増額補正は、令和3年度の退職被保険者の国民健康保険事業費納付金の精算による不足分の追加納付金です。

6款2項特定健康診査等事業費21万円の増額補正は、決算見込みによる役務費と委託料の増額です。

8款1項償還金及び還付加算金1,896万2,000円の増額補正は、令和3年度普通交付金と特別交付金の過大交付分による増額です。

質疑として、特定健康診査未受診者医療情報収集委託料が増加している理由とはとの質疑に、特定健診を受診していない被保険者について被保険者が治療中の医療機関が保有する血液検査等の検査結果情報を被保険者の同意を得て国保連合会を通じて収集することで、被保険者の健康状態を把握することができる。それにより特定健診の受診勧奨につなげていく。予想以上に情報収集できたため、今回委託料を増額補正させていただくとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第68号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出予算書の1ページをお開いてください。

令和4年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万1,000円を減額し、歳入歳予算の総額を4億989万9,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページを開きください。

歳入です。

3款1項他会計繰入金10万1,000円の減額補正は、職員人件費の決算見込みにより一般会計からの人件費分の事務費繰入金を減額するものです。

続いて、歳出です。

8ページ、9ページをお願いします。

1款1項総務管理費10万1,000円の減額補正は、職員人件費の決算見込みによる減額です。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第69号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,017万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,483万円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入でございます。

5款1項他会計繰入金1,017万円の減額補正です。これは、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出です。

1款1項総務管理費103万円の減額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2款1項下水道事業費914万円の減額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。

よって、議案第70号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第71号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第71号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正については、実施計画内訳書にて説明いたします。

第3条で、第5条に債務負担行を加えるとしております。

債務負担行、事項、検針業務委託、期間、令和5年度から9年度まで、限度額7,090万円。事項、自動車損害保険料、期間、令和5年度、限度額19万円。検針業務委託については、これまでの個人契約から民間委託へ移行するためとの説明がございました。

2ページ、3ページをお願いします。

実施計画内訳書、収益的収入及び支出でございます。

支出です。

第1款水道事業費、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額22万円の減額補正です。これは、人事異動に伴う手当及び法定福利費の減額です。

同じく、第2目配水及び給水費、補正額20万4,000円の増額補正です。これも、業務量増に伴う手当及び法定福利費の増額です。

同じく、第4目総係費、補正額271万5,000円の減額補正です。これは、人事異動に伴う給料手当の減額及び法定福利費の増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第71号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。

よって、議案第71号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,740万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ129億706万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

9款1項地方特例交付金は612万1,000円の増加補正、14款2項国庫補助金は、出産・子育て応援事業費国庫補助金で2,562万6,000円の増額補正、15款2項県補助金は、出産・子育て応援事業費県補助金で565万6,000円を増額補正しております。

続いて、3ページ、歳出でございます。

4款1項保健衛生費は、母子保健事業で、出産・子育て応援事業費給付金関連で3,693万9,000円の増加補正、13款1項予備費は46万4,000円の増額補正です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第72号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号を予算審査特別委員会に付託します。

ここでお諮りします。

これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を予算審査特別委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時30分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり、追加し、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し議題とします。

日程第15. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程15、議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第

5号)について予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,740万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億706万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略をいたします。

質疑として、出産・子育て応援事業給付金についての質疑があり、妊娠を届け母子手帳を交付後、現金にて5万円、出生届後5万円が給付される予定で、75人を予定しています。国からの説明会が12月中旬となるため、詳しい内容については要綱が出てからとなりますとの答弁がありました。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第72号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第72号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。

よって、議案第72号令和4年度須恵町一般会計補正予算(第5号)は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長(松山 力弥) 日程第16、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮ります。

議会運営委員会より議会運営及び議会の個人情報保護に関する条例の作成について、総務建設産業委員会より県道筑紫野古賀線道路拡幅工事の進捗及び計画について、文教厚生委員会より須恵町の史跡・文化財(第三小学校区)について、広報特別委員会より議会広報の編集について、

以上各委員会申出のとおり閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査することに決定しました。

日程第17. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第17、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

ここで、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、12月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、

11時50分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、御集合願います。

会議を閉じます。令和4年第4回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時37分閉会
